

入間市空家等の適正管理に関する条例 要旨

1. 経緯

適正に管理されず放置された状態の空家等は、防災、環境、衛生、景観等の面において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす等、大きな社会問題となっています。

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が全面的に施行され、入間市においても空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成30年6月1日に入間市空家等対策協議会条例を制定し、法第7条第1項の規定に基づき入間市空家等協議会を設置しました。しかしながら、法の規定では人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす状態となっている空家等に対して、緊急的な措置を行うことができないことから、本条例を提案するものです。

なお、埼玉県内では、35の市町村（令和2年度末時点）が空家等対策に関する条例を制定しています。

2. 趣旨

空家等が適切に管理され周辺環境の安全が確保された安心して生活できるまちの実現に寄与するため、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めるものです。

3. 条例で定める主な内容

目的、所有者等の責務、市の責務、緊急措置、公表、空家等の活用

4. 施行日

令和4年7月1日

※施行日を7月1日としているのは、3か月程度の周知期間を見込んでいるためです。